

# 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」について

## 対象者

更新申請のうち、介護保険施設や病院等において面会を禁止する等の措置が取られ、認定調査が困難な方

※在宅の方は、本取扱いの対象とはなりません。

## 手順

- ①通常どおり更新申請を提出してください。この時、調査連絡票（臼杵市HPにて掲載）の「その他留意事項」欄に当該施設等で面会が禁止されており延長を希望する旨を記入してください。※施設が面会を禁止している事を証明する書類等の提出は不要です。
- ②申請書を提出した月の月末で処理を行い、延長した期間を記載した被保険者証を郵送します。

## 問合せ先

本取扱いについて、ご不明な点がございましたらご連絡ください。  
臼杵市高齢者支援課介護保険グループ 0972-63-1111（内線1155）